

各県立学校長 様

教育振興部教職員課長
教育振興部児童生徒安全課長

改正道路交通法の施行及び自転車乗車用ヘルメット着用の促進
について（通知）

このことについて、令和5年4月1日に同法が施行されることに伴い、全ての自転車利用者に対する、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用が努力義務化されます。

ついては、これまでもヘルメット着用に関する啓発等の取組を依頼してきたところですが、同法施行を迎えるにあたり、貴校職員に対して、改めて下記の内容を周知願います。

併せて、生徒及び保護者については、着用の努力義務化及び着用の効果に関して理解することが重要となってくることから、別添資料（保護者用・生徒用）を御活用いただき、学校だより・PTA等の広報誌及び修了式や入学説明会等において、丁寧な説明に努めるなど、児童生徒に対するヘルメット着用をより一層促進願います。

記

1 改正道路交通法のポイント

- 以下の条文のとおり、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課せられる。

（自転車の運転者等の遵守事項）

第六十三条 11 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。（改正道路交通法）

2 県内児童生徒の交通事故状況（令和4年1月から12月末）

- 年齢が上がるにつれて、自転車乗車中による事故が多くなる傾向がある。

[令和4年中（1月から12月）の県内児童生徒の交通事故状況]

※千葉県警察交通統計資料より

| 状態 | 校種別 | 小学生 | | 中学生 | | 高校生 | | 合計 | |
|-----|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-------|
| | | 死亡 | 負傷 | 死亡 | 負傷 | 死亡 | 負傷 | 死亡 | 負傷 |
| 全体 | | | 504 | | 302 | 4 | 594 | 4 | 1,400 |
| | | 504 | | 302 | | 598 | | 1,404 | |
| 自転車 | 人数 | | 182 | | 189 | 1 | 416 | 1 | 787 |
| | | 182 | | 189 | | 417 | | 788 | |
| | 割合 | 36.1% | | 62.6% | | 69.7% | | 56.1% | |

3 ヘルメット着用の効果

- 自転車乗車中の交通死亡事故のうち、約6割が頭部に致命傷を負っているが、ヘルメット非着用時の致死率が着用時と比較して約2.2倍であることから、ヘルメット着用は頭部損傷を防ぐ効果が期待できる。

(警察庁：平成29年～令和3年調査)

4 交通安全教育の充実

- 以下の指導参考資料等を活用して、自転車の安全な利用に関する交通安全教育の充実を図る。

<指導参考資料>

- ・学校安全の手引（交通安全編P59～P96）
- ・安全教育啓発用資料（交通安全ポスター）※令和4年9月配付

【担当】

- ・職員の自転車安全利用について
教育振興部教職員課管理室
TEL 043-223-4036
- ・自転車安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL 043-223-4091

教職第1057号
教児安第834号
令和5年2月27日

各教育事務所長 様

教育振興部教職員課長
教育振興部児童生徒安全課長

改正道路交通法の施行及び自転車乗車用ヘルメット着用の促進
について（通知）

このことについて、令和5年4月1日に同法が施行されることに伴い、全ての自転車利用者に対する、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用が努力義務化されます。

ついては、別添写しのとおり、各県立学校長宛てに通知しましたので、各教育事務所における、今後のヘルメット着用の促進に関する取組の参考として送付いたします。

【担 当】

- ・職員の自転車安全利用について
教育振興部教職員課管理室
TEL 043-223-4036
- ・自転車安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL 043-223-4091



教職第1057号
教児安第834号
令和5年2月27日

各県立学校長 様

教育振興部教職員課長
教育振興部児童生徒安全課長

改正道路交通法の施行及び自転車乗車用ヘルメット着用の促進
について（通知）

このことについて、令和5年4月1日に同法が施行されることに伴い、全ての自転車利用者に対する、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用が努力義務化されます。

ついては、これまでもヘルメット着用に関する啓発等の取組を依頼してきたところですが、同法施行を迎えるにあたり、貴校職員に対して、改めて下記の内容を周知願います。

併せて、生徒及び保護者については、着用の努力義務化及び着用の効果に関して理解することが重要となってくることから、別添資料（保護者用・生徒用）を御活用いただき、学校だより・PTA等の広報誌及び修了式や入学説明会等において、丁寧な説明に努めるなど、児童生徒に対するヘルメット着用をより一層促進願います。

記

1 改正道路交通法のポイント

- 以下の条文のとおり、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課せられる。

（自転車の運転者等の遵守事項）

第六十三条 11 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。（改正道路交通法）

2 県内児童生徒の交通事故状況（令和4年1月から12月末）

- 年齢が上がるにつれて、自転車乗車中による事故が多くなる傾向がある。

[令和4年中（1月から12月）の県内児童生徒の交通事故状況]

※千葉県警察交通統計資料より

| 校種別 状態 | 小学生 | | 中学生 | | 高校生 | | 合計 | |
|-----------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|--------------|-------|
| | 死亡 | 負傷 | 死亡 | 負傷 | 死亡 | 負傷 | 死亡 | 負傷 |
| 全体 | | 504 | | 302 | 4 | 594 | 4 | 1,400 |
| | 504 | | 302 | | 598 | | 1,404 | |
| 自転車 | 人数 | 182 | 189 | 1 | 416 | 1 | 787 | |
| | | 182 | 189 | 417 | 788 | | | |
| | 割合 | 36.1% | 62.6% | 69.7% | 56.1% | | | |

3 ヘルメット着用の効果

- 自転車乗車中の交通死亡事故のうち、約6割が頭部に致命傷を負っているが、ヘルメット非着用時の致死率が着用時と比較して約2.2倍であることから、ヘルメット着用は頭部損傷を防ぐ効果が期待できる。

(警察庁：平成29年～令和3年調査)

4 交通安全教育の充実

- 以下の指導参考資料等を活用して、自転車の安全な利用に関する交通安全教育の充実を図る。

<指導参考資料>

- ・学校安全の手引（交通安全編P59～P96）
- ・安全教育啓発用資料（交通安全ポスター）※令和4年9月配付

【担当】

- ・職員の自転車安全利用について
教育振興部教職員課管理室
TEL 043-223-4036
- ・自転車安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL 043-223-4091

別添資料

「自転車乗車用ヘルメット着用」に関する説明例

○保護者向け（学校だより等へ掲載、保護者会等で説明）

自転車は、子供たちにとって身近な交通手段であり、本校でも多くの児童生徒が自転車を利用していますが、千葉県警の統計資料によると、例年、交通事故による死傷者数の約半数が、自転車乗車中の事故によるもので、特に高校生は約7割と割合が高くなっております。

本校では、交通事故の被害者または加害者にならないよう、自転車の交通ルールやマナーを守る大切さを学び、交通安全教育の充実に努めているところです。

さて、本日は、万が一事故に遭ってしまった場合、命を守るために大切になってくる、「自転車乗車用ヘルメット着用」について、お願いがございます。

平成29年に施行された「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」においては、保護者に対して、その保護する未成年者が自転車を利用する時、ヘルメットを着用させる努力義務が示されています。

しかし、令和5年4月1日に施行される、「改正道路交通法」においては、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用の努力義務が課せられることになりました。

そして、警察庁が公表している統計によると、自転車乗車中の交通死亡事故のうち、約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用していない時の致死率が着用している時と比較して約2.2倍であることから、ヘルメット着用は頭部損傷を防ぐ効果が期待できるとされています。

本校といたしましては、ヘルメット着用の努力義務化や着用の効果等について、我々教職員の理解をより一層深めるとともに、生徒に対して分かりやすく説明し、着用の推進を図っていきたいと考えています。各ご家庭におかれましても、自転車の安全な利用方法について話し合う機会を作っていただくとともに、併せて、大切な子供たちの命を守るために、ヘルメットの着用に努めていただきますようお願いいたします。

○児童生徒向け（修了式やホームルーム等で説明）

自転車は、皆さんにとって身近な交通手段であり、本校でも多くの児童生徒が自転車を利用していますが、千葉県警の統計資料によると、例年、交通事故による死傷者数の約半数が、自転車乗車中の事故によるもので、特に高校生は約7割と割合が高くなっています。

交通事故の被害者または加害者にならないよう、日頃から、各学級において、自転車の交通ルールやマナーを守る大切さを学んでいるところだと思います。

ただし、どんなに気を付けて自転車を運転していたとしても、事故に遭遇してしまう可能性があります。そこで、万が一の交通事故に備え、命を守るために大切になってくる、「自転車乗車用ヘルメット着用」について、今日は話したいと思います。

皆さん、「道路交通法」という法律を知っていますか？

この法律の一部が改正され、令和5年4月1日に施行されることになっていますが、その中で、ここにいる皆さんを含めた、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用の努力義務が課せられることになりました。現在は、保護者に対して、その未成年者である子供が自転車を利用する時、ヘルメットを着用させる努力義務が示されていますが、これからは、皆さん一人一人が自転車を利用する際、ヘルメットを着用するよう努めていくことが大切になってきます。

そして、警察庁が公表している統計によると、自転車乗車中の交通死亡事故のうち、約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用していない時の致死率が着用している時と比較して約2.2倍であることから、ヘルメット着用は頭部損傷を防ぐ効果が期待できるとされています。

各家庭においても、保護者の方と、自転車の安全な利用方法や、大切な命を守るために効果のあるヘルメットの着用について、考える機会を作りましょう。